

令和 8 年 3 月 10 日	杉並	税務署長殿
納 税 地	杉並区杉並1-2-3 杉並マンション301 (電話番号 03 - 1234 - 5678)	
(フリガナ)	タカシステム	
屋 号	田中システム	
個 人 番 号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
(フリガナ)	タカ 一郎	
氏 名	田中 一郎	

※ 税 務 署 処 理 欄	☐ (個人の方) 振 替 継 続 希 望											
	所 管	要 否	整 番 号	1	2	3	4	5	6	7	8	
	申 告 年 月 日			令 和			年			月		日
	申 告 区 分			指 導 等	庁 指 定		局 指 定					
身 元 確 認	通 信 日 付 印			確 認		個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他()						
	年 月 日			確 認 書 類								
	指 導 年 月 日					相 談	区 分 1	区 分 2	区 分 3			
令 和												

自 令和 7 年 1 月 1 日

課税期間分の消費税及び地方
消費税の(確 定)申告書

至 令和 年 月 日 日 日

中間申告 自 令和 年 月 日

の場合の

対象期間 至 令和 年月日

この申告書による消費税の税額の計算															
		十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円													
課 税 標 準 額	①							1	1	8	4	1	0	0	0
消 費 税 額	②								8	9	2	2	4	2	
控除過大調整税額	③														
控 除 税 額	控除対象仕入税額 ④								3	9	5	5	6	8	
	返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑤														
	貸倒れに係る税額 ⑥														
	控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦								3	9	5	5	6	8	
控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧															
差 引 税 額 (②+③-⑦) ⑨									4	9	6	6	0	0	
中 間 納 付 税 額 ⑩													0	0	
納 付 税 額 (⑨ - ⑩) ⑪									4	9	6	6	0	0	
中 間 納 付 還 付 税 額 (⑩ - ⑨) ⑫													0	0	
この申告書 が修正申告 である場合	既 確 定 税 額 ⑬														
	差 引 納 付 税 額 ⑭												0	0	
課税売上 割 合	課税資産の譲渡等の対価の額 ⑮							1	1	8	4	1	8	1	8
	資産の譲渡等の対価の額 ⑯							1	1	8	4	1	8	1	8
この申告書による地方消費税の税額の計算															
地方消費税 の課税標準 となる消費 税 額	控除不足還付税額 ⑰														
	差 引 税 額 ⑱								4	9	6	6	0	0	
譲渡 割 額	還 付 額 ⑲														
	納 税 額 ⑳								1	4	0	0	0	0	
中 間 納 付 譲 渡 割 額 ㉑													0	0	
納 付 譲 渡 割 額 (㉑ - ㉒) ㉒									1	4	0	0	0	0	
中 間 納 付 還 付 譲 渡 割 額 (㉒ - ㉑) ㉓													0	0	
この申告書 が修正申告 である場合	既 確 定 譲 渡 割 額 ㉔														
	差 引 納 付 譲 渡 割 額 ㉕												0	0	
消費税及び地方消費税の 合計(納付又は還付)税額 ㉖									6	3	6	6	0	0	

付記事項	割賦基準の適用	☐	有	☒	無	31
	延払基準等の適用	☐	有	☒	無	32
	工事進行基準の適用	☐	有	☒	無	33
	現金主義会計の適用	☐	有	☒	無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	☐	有	☒	無	35
	控除計算方法	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	☐	個別対応方式	41	
			☐	一括比例配分方式		
		上記以外	☒	全額控除		
基準期間の課税売上高						千円
☒	税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)					42
還付を受ける金融機関と等	銀行		本店・支店			
	金庫・組合		出張所			
	農協・漁協		本所・支所			
	預金	口座番号				
ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-					
郵便局名等						
☒	(個人の方) 公金受取口座の利用					
※税務署整理欄						
税理士名						
	(電話番号 - -)					
☒	税理士法第30条の書面提出有					
☒	税理士法第33条の2の書面提出有					

②⑥ = (①① + ②②) - (⑧ + ⑫ + ⑬ + ⑮)・修正申告の場合②⑥ = ④ + ⑮
②⑥が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

※ 2割特例による申告の場合、⑮欄に⑪欄の数字を記載し、
⑮欄×22/78から算出された金額を⑳欄に記載してください。

第3-(1)号様式

令和 8 年 3 月 10 日		杉並	税務署長殿
収受印			
納税地	杉並区杉並1-2-3 杉並マンション301 (電話番号 03 - 1234 - 5678)		
(フリガナ)	タカシステム		
屋号	田中システム		
個人番号	※個人番号は複写されません。		
(フリガナ)	タカ 一郎		
氏名	田中 一郎		

☒	(個人の方) 振替継続希望										
※	所管	要否	整理番号	1	2	3	4	5	6	7	8
税務署	申告年月日		令和 年 月 日								
処理欄	申告区分		指導等		庁指定		局指定				
	通信日付印		確認		確認書類		個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他()				
	年 月 日		指導年 月 日		相談区分1		区分2		区分3		
	令和 年 月 日		令和 年 月 日		令和 年 月 日		令和 年 月 日		令和 年 月 日		

個人事業者用

第一表

自 令和 7 年 1 月 1 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

至 令和 7 年 1 2 月 3 1 日

中間申告 自 令和 年 月 日	()
の場合の	
対象期間 至 令和 年 月 日	

令和五年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算											
課税標準額	①	1 1 8 4 1 0 0 0								03	
消費税額	②	8 9 2 2 4 2								06	
控除過大調整税額	③									07	
控除税額	控除対象仕入税額	④	3 9 5 5 6 8								08
	返還等対価に係る税額	⑤									09
	貸倒れに係る税額	⑥									10
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	3 9 5 5 6 8								
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧									13	
差引税額 (②+③-⑦)	⑨	4 9 6 6 0 0								15	
中間納付税額	⑩									16	
納付税額 (⑨-⑩)	⑪	4 9 6 6 0 0								17	
中間納付還付税額 (⑩-⑨)	⑫									18	
この申告書 が修正申告 である場合	既確定税額	⑬									19
	差引納付税額	⑭									20
課税売上 割合	課税資産の譲渡 等の対価の額	⑮	1 1 8 4 1 8 1 8								21
	資産の譲渡 等の対価の額	⑯	1 1 8 4 1 8 1 8								22
この申告書による地方消費税の税額の計算											
地方消費税 の課税標準 となる消費 税額	控除不足還付税額	⑰									51
	差引税額	⑱	4 9 6 6 0 0								52
譲渡割額	還付額	⑲									53
	納税額	⑳	1 4 0 0 0 0								54
中間納付譲渡割額	㉑									55	
納付譲渡割額 (㉑-㉒)	㉒	1 4 0 0 0 0								56	
中間納付還付譲渡割額 (㉒-㉑)	㉓									57	
この申告書 が修正申告 である場合	既確定 譲渡割額	㉔									58
	差引納付 譲渡割額	㉕									59
消費税及び地方消費税の 合計(納付又は還付)税額	㉖	6 3 6 6 0 0								60	

付記事項	割賦基準の適用	☒ 有	☐ 無	31
参考事項	延払基準等の適用	☒ 有	☐ 無	32
	工事進行基準の適用	☒ 有	☐ 無	33
	現金主義会計の適用	☒ 有	☐ 無	34
	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	☒ 有	☐ 無	35
	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満 上記以外	☒ 個別対応方式 一括比例配分方式 全額控除		41
基準期間の課税売上高	千円			
税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)	☒			42
還付する金受取機 と等	銀行	本店・支店		
	金庫・組合	出張所		
	農協・漁協	本所・支所		
預金	口座番号			
ゆうちょ銀行の 貯金記号番号	-			
郵便局名等				
☒	(個人の方) 公金受取口座の利用			
※税務署整理欄				
税理士 署	税理士名			
	(電話番号 - -)			
☒	税理士法第30条の書面提出有			
☒	税理士法第33条の2の書面提出有			

OCR入力用（この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。）

第3－(2)号様式

G K 0 6 0 2

課税標準額等の内訳書

納税地	杉並区杉並1-2-3 杉並マンション301 (電話番号 03 - 1234 - 5678)
(フリガナ) 屋号	対カシステム 田中システム
(フリガナ) 氏名	対カ 伊吹 田中 一郎

整理番号	1	2	3	4	5	6	7	8
------	---	---	---	---	---	---	---	---

改正法附則による税額の特例計算		
軽減売上割合(10営業日)	☐	附則38① 51
小売等軽減仕入割合	☐	附則38② 52

個人事業者用

第二表

自 令和 7 年 1 月 1 日

至 令和 7 年 1 2 月 3 1 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

中間申告 自 令和 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

令和四年四月一日以後終了課税期間分

課税標準額	①	11841000	01
※申告書(第一表)の①欄へ			

課税資産の譲渡等 の対価の額の合計額	3 % 適用分	②		02
	4 % 適用分	③		03
	6.3 % 適用分	④		04
	6.24 % 適用分	⑤	2010000	05
	7.8 % 適用分	⑥	9831818	06
(② ～ ⑥ の 合 計)		⑦	11841818	07
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3 % 適用分	⑧		11
	7.8 % 適用分	⑨		12
	(⑧ ・ ⑨ の 合 計)	⑩		13

消費税額	⑪	892242	21	
※申告書(第一表)の②欄へ				
⑪ の 内 訳	3 % 適用分	⑫		22
	4 % 適用分	⑬		23
	6.3 % 適用分	⑭		24
	6.24 % 適用分	⑮	125424	25
	7.8 % 適用分	⑯	766818	26

返還等対価に係る税額	⑰		31	
※申告書(第一表)の⑤欄へ				
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱		32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	⑲		33

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)	(⑳ ～ ㉓ の 合 計)	㉔	496600	41
	4 % 適用分	㉕		42
	6.3 % 適用分	㉖		43
	6.24%及び7.8% 適用分	㉗	496600	44

(注1) ⑧～⑩及び⑱欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
(注2) ㉔～㉗欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

課税標準額等の内訳書

納税地	杉並区杉並1-2-3 杉並マンション301 (電話番号 03 - 1234 - 5678)
(フリガナ) 屋号	タカシステム 田中システム
(フリガナ) 氏名	タカイロウ 田中 一郎

整理番号	1	2	3	4	5	6	7	8
------	---	---	---	---	---	---	---	---

改正法附則による税額の特例計算		
軽減売上割合(10営業日)	☐	附則38① 51
小売等軽減仕入割合	☐	附則38② 52

個人事業者用

第二表

自 令和 7 年 1 月 1 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

至 令和 7 年 1 2 月 3 1 日

中間申告 自 令和 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

令和四年四月一日以後終了課税期間分

課税標準額	①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円
※申告書(第一表)の①欄へ		1 1 8 4 1 0 0 0 0 1

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3 % 適用分	②		02
	4 % 適用分	③		03
	6.3 % 適用分	④		04
	6.24 % 適用分	⑤	2 0 1 0 0 0 0	05
	7.8 % 適用分	⑥	9 8 3 1 8 1 8	06
(② ~ ⑥ の 合 計)		⑦	1 1 8 4 1 8 1 8	07
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3 % 適用分	⑧		11
	7.8 % 適用分	⑨		12
	(⑧ ・ ⑨ の 合 計)	⑩		13

消費税額	⑪	8 9 2 2 4 2	21	
※申告書(第一表)の②欄へ				
⑪ の 内 訳	3 % 適用分	⑫		22
	4 % 適用分	⑬		23
	6.3 % 適用分	⑭		24
	6.24 % 適用分	⑮	1 2 5 4 2 4	25
	7.8 % 適用分	⑯	7 6 6 8 1 8	26

返還等対価に係る税額	⑰		31	
※申告書(第一表)の⑤欄へ				
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱		32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	⑲		33

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)	(⑳ ~ ㉓ の 合 計)	㉔	4 9 6 6 0 0	41
	4 % 適用分	㉕		42
	6.3 % 適用分	㉖		43
	6.24%及び7.8% 適用分	㉗	4 9 6 6 0 0	44

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一 般

課 税 期 間		令7・1・1～令7・12・31	氏 名 又 は 名 称	田 中 一 郎
区 分		税 率 6.24 % 適 用 分 A	税 率 7.8 % 適 用 分 B	合 計 C (A+B)
課 税 標 準 額 ①		円 2,010,000	円 9,831,000	円 11,841,000
①	課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額	※第二表の⑤欄へ 2,010,000	※第二表の⑥欄へ 9,831,818	※第二表の⑦欄へ 11,841,818
内 訳	特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 ※第二表の⑨欄へ	※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑪欄へ
消 費 税 額 ②		125,424	766,818	892,242
控 除 過 大 調 整 税 額 ③		(付表2-3の㉒・㉓A欄の合計金額)	(付表2-3の㉒・㉓B欄の合計金額)	※第一表の③欄へ
控 除	控 除 対 象 仕 入 税 額 ④	(付表2-3の㉓A欄の金額) 4,292	(付表2-3の㉓B欄の金額) 391,276	※第一表の④欄へ 395,568
	返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑤			※第二表の⑫欄へ
⑤	売 上 げ の 返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	⑤-1		※第二表の⑬欄へ
内 訳	特 定 課 税 仕 入 れ の 返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	⑤-2	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	※第二表の⑭欄へ
	貸 倒 れ に 係 る 税 額 ⑥			※第一表の⑥欄へ
額	控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥) ⑦	4,292	391,276	※第一表の⑦欄へ 395,568
控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③) ⑧				※第一表の⑧欄へ
差 引 税 額 (②+③-⑦) ⑨				※第一表の⑨欄へ 496,600
地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 額	控 除 不 足 還 付 税 額 (⑧) ⑩			※第一表の⑩欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の㉔及び㉕欄へ
	差 引 税 額 (⑨) ⑪			※第一表の⑪欄へ ※第二表の㉔及び㉕欄へ 496,600
譲 渡	還 付 額 ⑫			(⑩C欄×22/78) ※第一表の⑪欄へ
割 納 税 額	納 税 額 ⑬			(⑪C欄×22/78) ※第一表の⑫欄へ 140,000

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

(R5.10.1以後終了課税期間用)

付表2－3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一 般

課 税 期 間		令7・1・1～令7・12・31	氏 名 又 は 名 称	田 中 一 郎	
項 目		税 率 6.24 % 適 用 分 A	税 率 7.8 % 適 用 分 B	合 計 C (A+B)	
課 税 売 上 額 (税 抜 き)	①	2,010,000	9,831,818	11,841,818	
	免 税 売 上 額 ②				
	非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額 、 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額 ③				
	課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (① + ② + ③) ④			11,841,818	
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (④ の 金 額) ⑤	⑤			11,841,818	
	非 課 税 売 上 額 ⑥				
	資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤ + ⑥) ⑦			11,841,818	
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦) ⑧				[100 %]	
課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込 み) ⑨	⑨	56,160	5,332,329	5,388,489	
	課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 ⑩	3,244	378,110	381,354	
	適 格 請 求 書 発 行 事 業 者 以 外 の 者 か ら 行 っ た 課 税 仕 入 れ に 係 る 経 過 措 置 の 適 用 を 受 け る 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込 み) ⑪	22,680	232,100	254,780	
	適 格 請 求 書 発 行 事 業 者 以 外 の 者 か ら 行 っ た 課 税 仕 入 れ に 係 る 経 過 措 置 に よ り 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 と み な さ れ る 額 ⑫	1,048	13,166	14,214	
	特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 ⑬				
	特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 ⑭		(⑩ B欄 × 7.8 / 100)		
	課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額 ⑮				
	納 税 義 務 の 免 除 を 受 け ない (受 け る) こ と と な っ た 場 合 に お け る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額 ⑯				
	課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑩ + ⑫ + ⑭ + ⑮ ± ⑯) ⑰	4,292	391,276	395,568	
	課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑰ の 金 額) ⑱	4,292	391,276	395,568	
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 上 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 下 の 場 合	⑱ の うち、課 税 売 上 げ に の み 要 す る も の ⑲				
	⑱ の うち、課 税 売 上 げ と 非 課 税 売 上 げ に 共 通 し て 要 す る も の ⑳				
	個 別 対 応 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 〔 ⑲ + (㉔ × ④ / ⑦) 〕 ㉑				
	一 括 比 例 配 分 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 (⑱ × ④ / ⑦) ㉒				
課 税 売 上 割 合 変 動 時 の 調 整 対 象 固 定 資 産 に 係 る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額 ㉓	㉓				
	調 整 対 象 固 定 資 産 を 課 税 業 務 用 (非 課 税 業 務 用) に 転 用 し た 場 合 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額 ㉔				
	居 住 用 賃 貸 建 物 を 課 税 賃 貸 用 に 供 し た (譲 渡 し た) 場 合 の 加 算 額 ㉕				
	控 除 対 象 仕 入 税 額 ㉖	4,292	391,276	395,568	
控 除 過 大 調 整 税 額 ㉗	〔 (⑱、㉑) 又 は ㉒ の 金 額) ± ㉓ ± ㉔ + ㉕ 〕 が プ ラ ス の 時				
	〔 (⑱、㉑) 又 は ㉒ の 金 額) ± ㉓ ± ㉔ + ㉕ 〕 が マ イ ナ ス の 時				
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額 ㉘					

注 意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 ⑨、⑩及び⑯欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
3 ⑩及び⑯欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第32条又は第33条の適用がある場合をいう。

(R5.10.1以後終了課税期間用)

付表6 税率別消費税額計算表
〔小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する課税期間用〕

特 別

課 税 期 間	7 ・ 1 ・ 1 ～ 7 ・ 12 ・ 31	氏 名 又 は 名 称	田中 一郎
---------	-------------------------	-------------	-------

I 課税標準額に対する消費税額及び控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

区 分		税 率 6.24 % 適 用 分 A	税 率 7.8 % 適 用 分 B	合 計 C (A+B)
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額	①	※第二表の⑥欄へ 円 2,010,000	※第二表の⑥欄へ 円 9,831,818	※第二表の⑦欄へ 円 11,841,818
	②	①A欄(千円未満切捨て) 2,010,000	①B欄(千円未満切捨て) 9,831,000	※第二表の①欄へ 11,841,000
課 税 標 準 額 に 対 す る 消 費 税 額	③	(②A欄×6.24/100) ※第二表の⑮欄へ 125,424	(②B欄×7.8/100) ※第二表の⑮欄へ 766,818	※第二表の⑩欄へ 892,242
	④			※第一表の③欄へ
売 上 対 価 の 返 還 等 に 係 る 消 費 税 額	⑤			※第二表の⑯、⑰欄へ
	⑥	控除対象仕入税額の計算 の 基 礎 と な る 消 費 税 額 (③ + ④ - ⑤) 125,424	766,818	892,242

II 控除対象仕入税額とみなされる特別控除税額

項 目		税 率 6.24 % 適 用 分 A	税 率 7.8 % 適 用 分 B	合 計 C (A+B)
特 別 控 除 税 額 (⑥ × 80 %)	⑦	100,339	613,454	※第一表の④欄へ 713,793

III 貸倒れに係る税額

項 目		税 率 6.24 % 適 用 分 A	税 率 7.8 % 適 用 分 B	合 計 C (A+B)
貸 倒 れ に 係 る 税 額	⑧			※第一表の⑥欄へ

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。